

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 救急病院の認定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 指定居宅サービス事業者等の指定
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- "
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 岡山県暴走族の追放の促進に関する基本方針の一部改正

【公告】

- 岡山県医療審議会からの答申
- 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

【選挙管理委員会】

医療推進課
健康推進課
"
"
指導監査室
障害福祉課
"
"
交通指導課
医療推進課
選挙管理委員会

目次

（県例規集登載）

担当課（室）

◎岡山県告示第三百七十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和五年八月一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

長野病院

2 所在地

総社市金井戸一五〇番地一

二 認定年月日

令和五年八月一日

三 認定の有効期限

令和八年七月三十一日

◎岡山県告示第三百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年八月一日

指定した医療機関

名称

瀬戸内市立瀬戸内市民病院

所在地

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

指定年月日

令和五年八月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第三百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年八月一日

指定を更新した医療機関

岡山県知事 伊原 隆 太

名称

所在地

更新年月日

フロンティア薬局 玉島店

倉敷市玉島中央町二丁目五―三―二

令和五年八月一日

オール薬局 倉敷店

倉敷市新田二五〇八―一六

令和五年八月一日

そーる訪問看護ステーション

倉敷市真備町尾崎八二―一六

令和五年八月一日

◎岡山県告示第三百八十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和五年八月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

金光病院訪問看護ステーション

2 所在地

岡山県浅口市金光町占見新田七四〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団同仁会

2 所在地

岡山県浅口市金光町占見新田七四〇番地

三 指定年月日

令和五年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三六二七九〇〇九三

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年八月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

フォーエヴァー総社

2 所在地

総社市中央三丁目四番地一〇四―一〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ばーむ

2 主たる事務所の所在地

総社市中央三丁目四番地一〇四―一〇一

三 指定年月日

令和五年八月一日

四 事業所番号

三三二〇八〇〇〇八三

五 サービスの種類

共同生活援助

◎岡山県告示第三百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年八月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ルネサンス

2 所在地

玉野市八浜町八浜一三三〇番地二〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ルネサンスケア

2 主たる事務所の所在地

玉野市八浜町八浜一二三七番地一九

三 指定年月日

令和五年八月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇五五五

五 サービスの種類

生活介護

◎岡山県告示第百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年八月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

笠岡市立市民病院

笠岡市笠岡五六二八一

肝臓移植術後の抗免疫療法

令和五年八月一日

つくば薬局

都窪郡早島町前潟六一八一

調剤

令和五年八月一日

E薬局久米南店

久米郡久米南町下弓削三八九二

調剤

令和五年八月一日

◎岡山県告示第三百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和五年八月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

きたぞの薬局山北店

医療機関の所在地

津山市山北五四七―一

津山市山北五四九―二

令和五年七月一日

しもがた薬局

医療機関の名称

しもがた薬局

みどり薬局

令和五年六月三十日

◎岡山県告示第三百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年八月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	辞退年月日
小原薬局	和气郡和气町和气六五二	調剤	令和五年六月三十日
キシ薬局弓削店	久米郡久米南町下弓削三八九―二	調剤	令和五年六月三十日
アイ薬局	笠岡市五番町三一五	調剤	令和五年八月三十一日
中山薬局下方店	真庭市下方五七九―五	調剤	令和五年七月二日

◎岡山県告示第三百八十八号

岡山県暴走族の追放の促進に関する基本方針（平成十四年岡山県告示第五百十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年八月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第四項を次のように改める。

四 暴走族の追放の促進に係る市町村への協力要請に関する事項等

県は、市町村に対して、暴走族追放に関する必要な助言及び情報の提供に努めるほか、自主的な暴走族追放の促進に関する施策の展開を要請するとともに、必要に応じて県が実施する施策への協力を要請するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

〔三八四〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。
令和5年8月1日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

令和5年6月30日

二 答申を受けた年月日

令和5年7月10日

三 諮問及び答申の事項

救急病院等の新規認定について（長野病院）

四 その他

答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

◎岡山県選管告示第六十号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和五年七月十八日から適用する。

令和五年八月一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表病院の項中

医療法人平病院

和気郡和気町尺沢三五―一

を

医療法人社団同仁会ケア
リゾート金光
医療法人平病院

浅口市金光町占見新田七
四〇
和気郡和気町尺沢三五―一

に改め、表老人ホ

ムの項中

岡山市友楽園

岡山市中区平井四―一三
―三三

を

特別養護老人ホームよつ
ば園
岡山市友楽園

岡山市北区吉宗八五三
岡山市中区平井四―一三
―三三

に、

特別養護老人ホーム笠岡
すみれ園

笠岡市笠岡一〇八〇―一

を

サービスク付き高齢者向け
住宅ハーヴィスヒルズ
特別養護老人ホーム笠岡
すみれ園

玉野市東高崎二四―八
笠岡市笠岡一〇八〇―一

に改める。